自主防災組織規約

（目　的）

第１条　　本組織は、　　　　　　　　規約第　　条　　項に定めるところにより、会員が相互に助けあいの精神に基づき、地震・風水害その他あらゆる災害に対して自主的、かつ組織的に防災活動を円滑に行い災害の防止及び軽減を図り、もって　　　　　　　　会員の安全確保を図ることを目的とする。

（事　業）

第２条　　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　１．地震・風水害等に対する災害予防に関すること。

　２．防災訓練の実施に関すること。

　３．地震等の発生時における応急対策及び情報の収集伝達に関すること。

　４．防災用資機材の整備に関すること。

　５．その他、本組織の目的を達成するために必要な事項。

（活動班）

第３条　　前条の事業達成のため、次の活動班を置く。

　１．情報班

　２．消火班

　３．救出救護班

　４．避難誘導班

　５．調達班

（役　員）

第４条　　各班の班長は、　　　　　　　会の役員があたり、会長は本組織を代表し、地震　等の発生時における応急活動の指令を行う。

（その他）

第５条　　この細則に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は　　　　　　　会　会則による。

附　　則

　本組織の細則を改正しようとするときは、　　　　　　　会の総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

　この細則は、　　　　　年　　月　　日から施行する。